厚生労働省から
法律改正の
お知らせ

事業主のみなさまへ

社会保険適用拡大ガイドブック

適用拡大特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service

法律改正のご案内

一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化され、社会保険料のご負担が変わります。

対象企業 2Stepでわかる新たな適用範囲

Step1

企業の規模

新たに対象となる企業は段階的に拡大されます。

従業員数の数え方

従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。

対象となる企業

2016年10月～	2022年10月～	2024年10月～
従業員数 501人以上 の企業	従業員数 101人以上 の企業	従業員数 51人以上 の企業

従業員数は以下の
A+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A		B
フルタイムの従業員数	＋	週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

Step2

新たな加入対象者の把握

新たな加入対象者は、
右の条件を全て満たす
パート・アルバイトの方です。

- check ☐ 週の所定労働時間が20時間以上
- check ☐ 所定内賃金が月額8.8万円以上
  ※基本給及び諸手当を指します。ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。
- check ☐ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- check ☐ 学生ではない

＼さらに詳しくはこちら／
対象企業についてP3をご覧ください。

社内準備　社内準備の4Step

?厚生年金保険「被保険者資格取得届」届出までの準備フロー

Step1 加入対象者の把握
まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

Step2 社内周知
社内の加入対象者に周知しましょう。

Step3 従業員とのコミュニケーション
必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

Step4 書類の作成・届出（オンライン）
厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。

＼さらに詳しくはこちら／
社内準備についてP❹-❽をご覧ください。

支援制度　社内準備の際にご活用いただける支援制度をご用意いたしました。

キャリアアップ助成金ご案内

社会保険適用時処遇改善コース	その他コース（賃金規定等改定コース等）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

申請は
都道府県労働局　ハローワーク
https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469672.pdf

専門家活用支援事業ご案内

適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽に無料でご相談いただけます。

詳しくは
適用拡大特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

＼さらに詳しくはこちら／
支援制度についてP❾・❿をご覧ください。

法律改正について詳しく
ご説明させていただきます。

令和2年改正年金法

パート・アルバイトの方の
年金や医療保険が変わります。

社会保険の適用拡大のイメージ

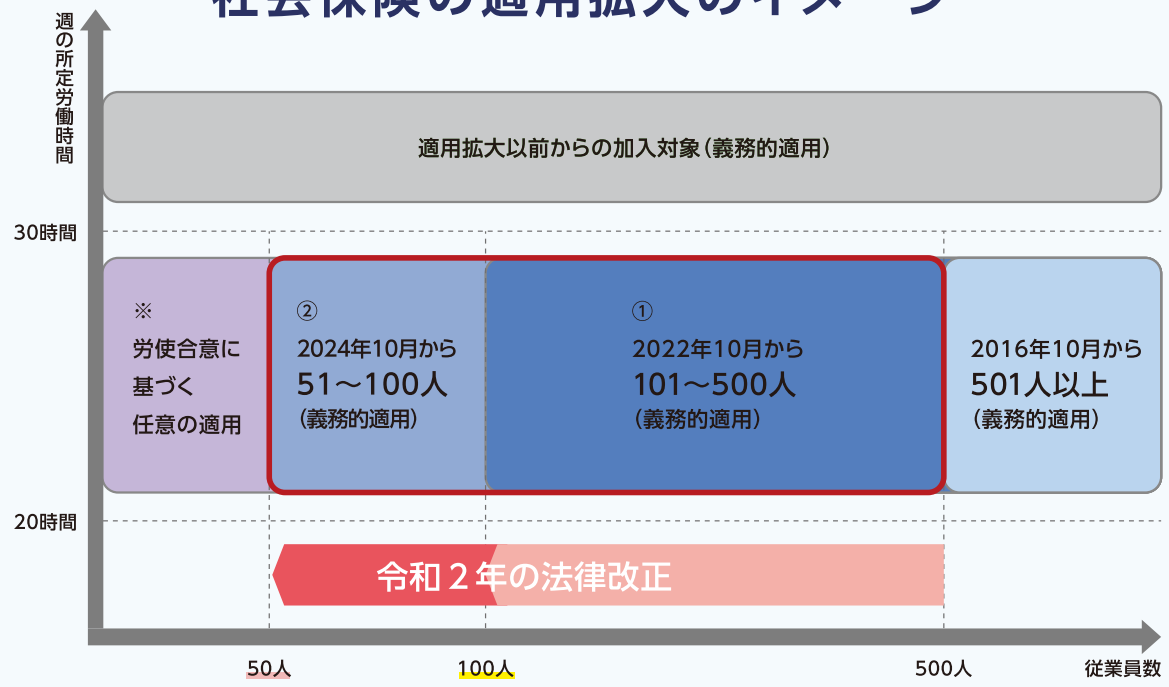

（※）労使合意に基づく任意の適用については、P10をご参照ください。

▶①2022年10月からの対象企業

2022年10月から、従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。

▶②2024年10月からの対象企業

2024年10月から、従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。

▶従業員数のカウント方法

従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A		B
フルタイムの従業員数	＋	週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

- Bは週労働時間及び月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数です。
- 原則として、従業員数の基準を常時（※）上回る場合には、適用対象になります。

※自主的に判断し、速やかに届け出てください。なお、直近12ヶ月のうち6ヶ月で基準を上回ると日本年金機構において適用します。

- 法人は、法人番号が同一の全企業を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。

社内準備の4Stepをご案内します。

基本的な流れをご確認いただき、必要な準備を進めてください。

Step1 加入対象者の把握

新たな加入対象者は、パート・アルバイトのうち、以下の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

check ☐

（※週所定労働時間が40時間の企業の場合）

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。

※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと見込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入とします。

所定内賃金が月額8.8万円以上

check ☐

基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。

含まれない例

- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- 最低賃金に算入しないことが定められた賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

2ヶ月を超える雇用の見込みがある

check ☐

学生ではない

check ☐

※休学中や夜間学生は加入対象です。

新たな加入対象者を把握した上で、貴社の対応方針を決定しましょう。

- 社会保険料かんたんシミュレーター ▶P7
- 経営・労務相談 ▶P9
- 各種補助金 ▶P9・10

Step2 社内周知

新たに加入対象となるパート・アルバイトのみなさんに、法律改正の内容が確実に伝わるよう、社内イントラやメール等を活用し、社内の周知に努めましょう。

従業員とのコミュニケーションのポイントをご説明します。

Step3 従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談をしましょう。

説明会

個人面談

※従業員とのコミュニケーションについて、必要に応じて貴社の労働組合とご相談ください。

個人面談の際には次のポイントを伝えましょう。

- check ☐ 社会保険の新たな加入対象者であることを伝える
- check ☐ 社会保険の加入メリットを伝える ▶P6へ
- check ☐ 今後の労働時間などについて話し合う

その際に、以下のキャリアアップにつながる提案をすることも可能です。

- ☞ 本人が希望すれば労働時間の延長を提案
- ☞ 本人が希望すれば正社員への転換を提案

※この場合の支援制度についてはP9をご覧ください。

社会保険の加入メリットを伝える際には従業員向けのガイドブックも活用して説明しましょう。

Point 1 年金が“2階建て”になり一生涯受け取れます!
老後・障害・死亡の3つの保障が充実!

上乗せ 老齢年金

受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

上乗せ ワイド保障 障害年金

病気やけがなどで障害状態と認定された場合に受け取ることができる年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

上乗せ 遺族年金

被保険者が亡くなったときに、残された遺族の方が受け取ることができる年金です。

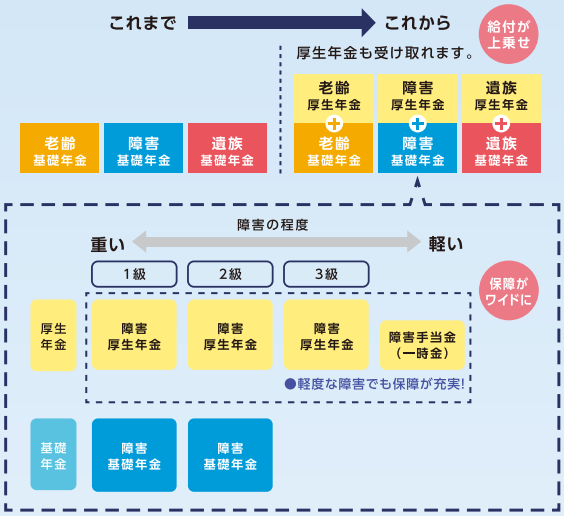

Point 2 医療保険がさらに充実!

傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給

出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

パート・アルバイトの方

保険料は口座振替から給与天引きに!

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、**給料からの天引き**になります。なお、**保険料の半分は会社が負担**します。

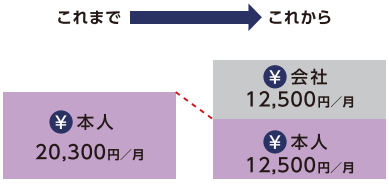

※金額は一例であり、月収8.8万円の例です。

配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

扶養基準(130万円)を意識せず働ける

これまでは、被扶養配偶者の年収が130万円以上になると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険(厚年)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

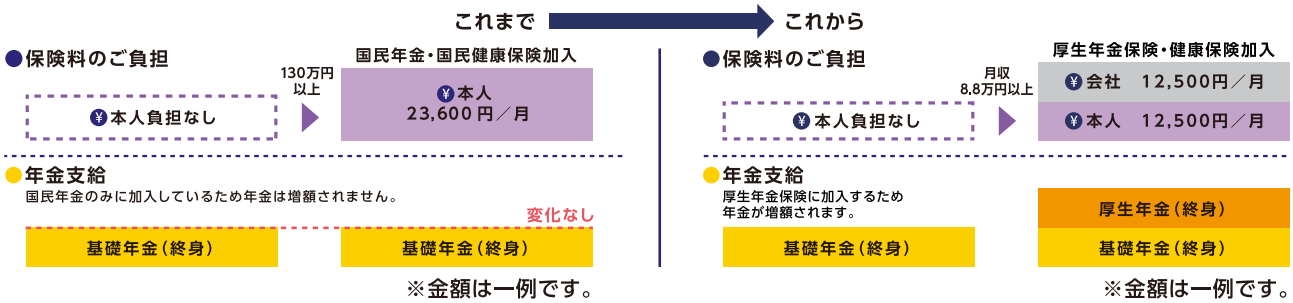

※金額は一例です。

※金額は一例です。

被保険者資格取得届の届出手続きについてご案内します。

Step4 書類の作成・届出（オンライン）

届書の届出（通知でお知らせ）

check ☐

※従業員数51人以上の企業の場合

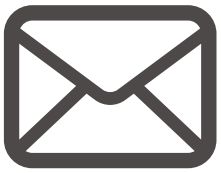

従業員が51人以上となった時は、その旨を日本年金機構に届出してください。なお、日本年金機構で従業員数51人以上と確認できた時は、その旨を知らせる通知書類が届きます。

届書の作成

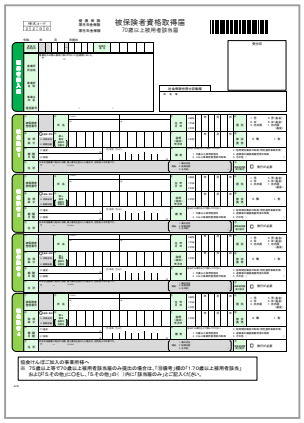

届書を準備します。

届書の届出

check ☐

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。

「被保険者資格取得届」の届出に関するご案内

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shutoku.html

オンライン申請に関するご案内

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html

社会保険料かんたんシミュレーター

社会保険料のご負担がどのくらい変わるのか簡単に試算できます。

https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/#社会保険料かんたんシミュレーター

専門家活用支援事業ご案内

適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽に無料でご相談いただけます。

詳しくは
適用拡大特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

従業員のみなさまのよくあるご質問をご紹介します。

説明会や個人面談でご活用ください。

Aさんの事例
週20時間勤務、国民年金・国保加入

社内メールで10月から社会保険の加入対象になるとお知らせがきたのですが、私の年金と医療保険はどうなりますか?

Aさんは、現在、ご自分がどの年金・医療保険に加入しているかご存じですか?

実は、分からなかったので、人事労務担当者に確認しました。国民年金・国民健康保険です。

では、Aさんは国民年金・国民健康保険から厚生年金保険・健康保険に変わります。

それによって、どう変わるのですか?

まず、年金は将来受け取る年金額が増額されます。
よく私たちは、このことを1階建てから2階建てになると説明しています。
また、医療保険についても病休や産休期間中に給料の2/3相当が支給されるようになります。

私にとって、いいお知らせだったのですね。
でも保険料も増えますよね?

そうじゃないんです!
これまで、ご自身で支払っていた保険料が給与からの天引きになり、その保険料の半分は会社が負担するので、多くの人の保険料は減ると思います。ただ給与によって保険料が異なるので、Aさんの給与を教えてもらえますか?

Bさんの事例
週25時間勤務、扶養範囲内

実は、社会保険に加入したくないのですが、どうしたらいいでしょうか?

Bさんは、どうして社会保険に加入したくないのですか?

保険料を支払わないといけなくなり、手取りが減るからです。

たしかに、保険料を支払わなければいけませんよね。ただ、Bさんはご自身の年金・医療保険の給付がどう変わるかご存じですか?

もちろん知っていますが、念のため、教えてもらえますか?

まず、年金は将来受け取る年金額が増額されます。これは、年を取ったら受け取る老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金も同様です。
また、医療保険も病休や産休期間中に支給されるようになります。

分かりました。今、お伺いした話を踏まえて、家族と相談しようと思います。

貴社でご活用いただける各種支援についてご案内します。

無料

専門家活用支援事業ご案内

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を、年金事務所を通じて無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。お近くの年金事務所にお申し込みください。

詳しくは適用拡大特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

無料

よろず支援拠点ご案内

よろず支援拠点は、売上げ拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けて、一歩踏み込んだ専門的な提案を行っています。相談は何度でも無料で行えますので、お気軽にご相談ください。

詳しくはよろず支援拠点
https://yorozu.smrj.go.jp/

補助金

中小企業生産性革命推進事業ご案内

中小企業基盤整備機構が中小企業の生産性向上を継続的に支援する制度で、その際、賃上げや選択的適用拡大（P10参照）に積極的に取り組む事業所が優先的に支援されます。

check ☐ IT導入補助金

申請は中小企業生産性革命推進事業（中小機構）
https://seisansei.smrj.go.jp/

助成金

キャリアアップ助成金ご案内

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施した場合に助成金を申請できます。また、既に社会保険に加入している従業員も含めて基本給の賃金規定等を増額改定し、適用させる場合に申請できる賃金規定等改定コースなど、その他のコースもございます。

check ☐ 社会保険適用時処遇改善コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html

check ☐ その他コース（賃金規定等改定コース等）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

申請は都道府県労働局　ハローワーク
https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469672.pdf

無料

働き方改革推進支援センターご案内

働き方改革推進支援センターでは、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、労働関係助成金の活用方法、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。

詳しくは働き方改革推進支援センター
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/

50人以下の企業でも適用拡大するとメリットがあります。

（選択的適用拡大）

労使が合意すれば、50人以下の企業でも企業単位でパート・アルバイトの方を社会保険に加入させることが可能です。

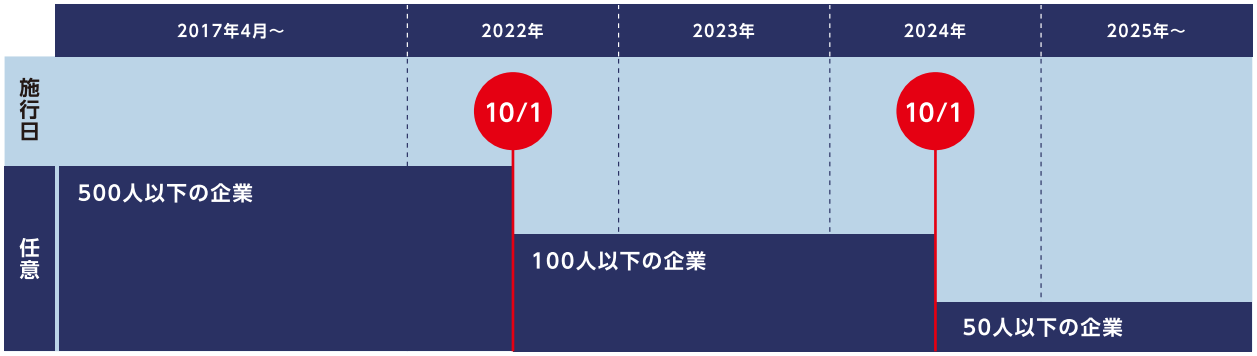

メリット

Point 1

「社保完備」で求人の魅力アップにつながる

アンケートでは、パート労働者の45％が
「社会保険に加入できる求人」を「魅力的」と回答しており、
「魅力を感じない」と回答した20％を大きく上回っています。

「社会保険に加入できる求人」をどう思うか

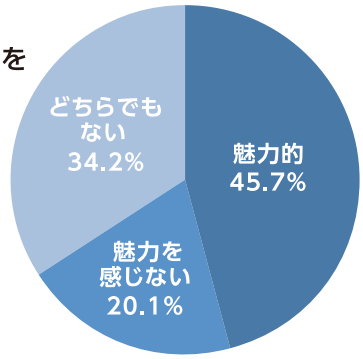

（出所）JILPT「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(2022) をもとに作成

Point 2

生産性向上のための補助金が優先的に受け取れる

生産性向上に取り組む中小企業を支援する「中小企業生産性革命推進事業」では、取組内容に応じて補助金が受け取れます。

- IT導入補助金:最大450万円

補助を受けるには審査を経て採択される必要がありますが、選択的適用拡大を行った企業は、応募要件が緩和されたり、審査の加点項目となるなど、優先的に支援が受けられます。

⇒詳しくは

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service